平成２６年（フ）第３２４号
東京都日野市西平山５丁目２番地の８スカイパレス西平山206
債務者　松本　和広
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２５号
東京都日野市西平山５丁目２番地の８スカイパレス西平山206
債務者　松本　圭子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２９２号
東京都三鷹市大沢１丁目２番39号サマックスグランドソレイユＣ101
債務者　河西　将仁
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４１３号
大阪市生野区巽中１丁目８番６―703号
債務者　富永　和子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０号
愛知県豊田市高原町１丁目１番地17　サンシティ上豊田駅南1301号
債務者　松田　昭治
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
静岡市駿河区登呂６丁目16番９―２号　ハイツ大和Ａ202号、前住所静岡市葵区桂山88番地
債務者　江川　真清
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５号
川崎市多摩区宿河原６丁目20番20―602号
債務者　下河　裕美
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
岡山県備前市伊里中800番地４
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第１３号
愛媛県今治市大西町新町甲10―１　メゾン井手Ｉ201号室、住民票上の住所愛媛県今治市大西町九王甲2118番地11
破産者　藤原　賢一
1　主文　当裁判所が平成26年５月19日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「愛媛県今治市大西町新町甲12―１　メゾン井手Ｉ201号室」とあるのを「愛媛県今治市大西町新町甲10―１　メゾン井手Ｉ201号室」と更正する。
2　決定年月日　平成26年５月26日
松山地方裁判所今治支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６３９号
札幌市手稲区西宮の沢１条２丁目３番18号
破産者　ファーストシャイン株式会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２１号
名古屋市南区白雲町68番地
破産者　有限会社サンヨー工販
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９６０号
大阪府豊中市上野西４丁目８番21―207号
破産者　ティー’ズファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９号
福岡県筑後市大字新溝160番地１
破産者　株式会社江口電機
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８６２号
石川県かほく市遠塚イ20の１、住民票上の住所愛知県西尾市羽塚町坊山14番地１
破産者　坂部　松生
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
広島県府中市中須町1085番地の５
破産者　有限会社あかも
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３９号
宮崎市清武町加納乙182番地８
破産者　株式会社イヨクニ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係